

執筆者:

E-mail [✉](#) [岩瀬 ひとみ](#)E-mail [✉](#) [菊地 浩之](#)E-mail [✉](#) [河合 優子](#)E-mail [✉](#) [村田 知信](#)E-mail [✉](#) [五十嵐 チカ](#)E-mail [✉](#) [松本 絢子](#)E-mail [✉](#) [菅 悠人](#)

目次

I デジタル改革関連法の概要／松本 絢子

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

I デジタル改革関連法の概要

1. はじめに

菅義偉内閣総理大臣が看板政策として掲げるデジタル改革関連法が、2021年5月12日、参議院本会議で可決成立した。デジタル改革関連法とは、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(デジタル社会形成整備法)及び預貯金口座の登録・管理に関連する法律等を総称するものである。なお、2021年9月1日のデジタル社会形成基本法施行により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(いわゆる IT 基本法)は廃止されている。本稿では、デジタル改革関連法の概要について概説する。

2. IT 基本法からの流れ

1990年代後半、日本はインターネットの普及率が主要国の中で最低レベルであり、ビジネスや行政サービスへのIT浸透の取組みが遅れていたが、インターネットを中心としたITの活用を推進し、世界的規模で進行していた急激かつ大幅な社会経済構造の変化を伴うIT革命に適確に対応し、高度情報通信ネットワーク社会を形成するといったIT施策を迅速かつ重点的に推進すべく、2000年にIT基本法が制定された。IT基本法では、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現やITを活用した経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化など、日本が目指すべき高度情報通信ネットワーク社会像の基本理念が掲げられ、政府が迅速に講じるべき重点計画を策定するとともに、民間が主導的な役割を担うことを原則としつつも、国及び地方公共団体が、公正な競争の促進等、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うこととされた。

翌2001年には、IT基本法に基づき内閣にIT戦略本部が設置され、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引ルールと新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化の4つを重点政策分野とする、日本初のIT戦略である「e-Japan戦略」が策定された。「5年以内に世界最先端のIT国家を目指す」という目標のもと、ほぼ毎年のようにIT戦略の改定やIT戦略の重点計画による具体化が行われ、ITインフラの整備は世界最高水準に到達したが、利用者視点での組織を超えた業務改革(BPR)は行われず、ITの利活用による課題解決は進まなかった。

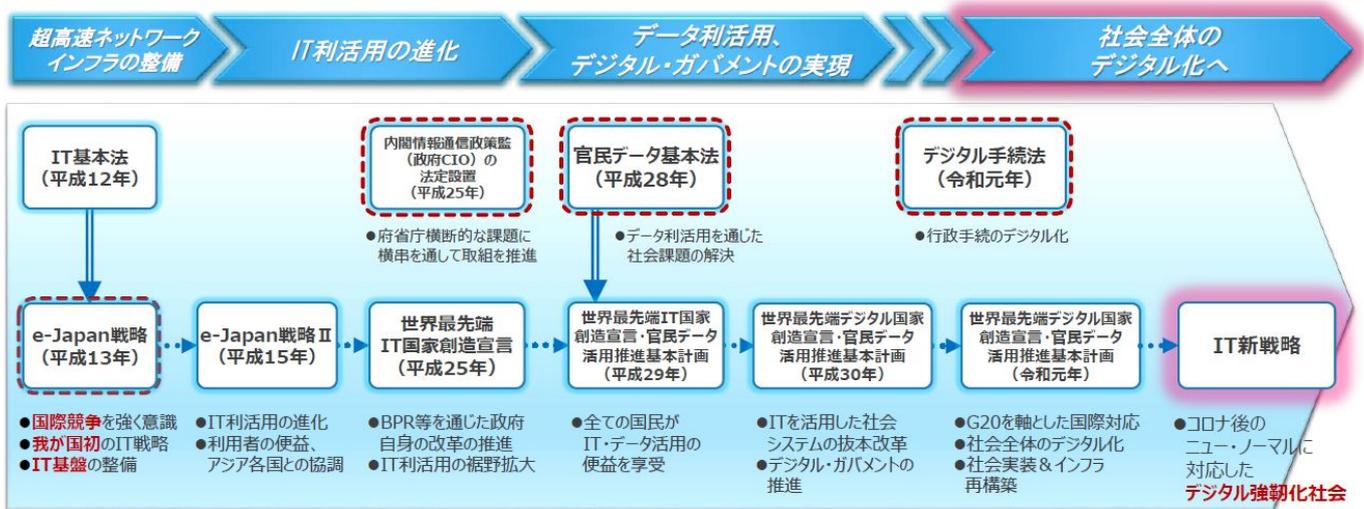
2013年には、それまでの反省を踏まえ、改めて「世界最先端IT国家創造宣言」が発表された。IT戦略本部がIT総合戦略本部へと名を変え、そこに新たに内閣官房に設置された内閣情報通信政策監(政府CIO)が参画することで、省庁の縦割りを排し、省庁横断的な課題に積極的に横串を通す、IT政策の司令塔として機能することが期待され、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けた新体制が構築された。その後も、データ利活用を推進すべく、2016年に官民データ活用促進基本法、2019年にデジタ

ル手続法が制定されている。

[図表①] IT 基本法の経緯(内閣官房 IT 総合戦略室＝デジタル改革関連法案準備室「これまでの経緯と IT 基本法の概要」(2020 年 10 月 15 日)5 頁参照)

IT基本法の経緯

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。



3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りになったデジタル化への課題

IT基本法の制定以降、IT技術の進歩や社会情勢の変化に対応して様々なIT戦略の改定・実施がなされてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人と人との接触を避けるソーシャルディスタンスの確保や不要不急の外出の自粛、関連する救済策の早期実施等が求められる中、国、地方公共団体、民間それぞれにおけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。そこで、情報通信技術を活用して新型コロナウイルス感染症感染拡大の阻止を目指すとともに、デジタル強靱化社会の実現に向けて改革を加速させるため、2020年7月に改めて「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(IT新戦略)」が策定されている。

4. デジタル改革関連法案の概要

(1) デジタル社会形成基本法(2021年9月1日施行)

デジタル化推進政策の理念や基本方針を規定する法律として、デジタル社会形成基本法が成立した。これはこれまでのIT基本法に代わるもので、デジタル社会、すなわち、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会の形成が、日本の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の日本が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって日本経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的としてい

る。
デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念とし、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保(データの標準化等)、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべきとされている。

(2) デジタル庁設置法(2021年9月1日施行)

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が設置されている。デジタル庁は内閣直属の組織で、他の省庁への勧告権など強い権限を持つ。事務次官に相当する特別職の「デジタル監」には専門性の高い民間人材が起用されるとされており、石倉洋子氏が就任した。

デジタル庁の所掌事務としては、内閣補助事務としてデジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整等が挙げられるほか、分担管理事務として、①デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、②商業登記電子証明電子署名・公的個人認証・電子委任状に関する事務、③データの標準化・外部連携機能・公的基礎情報データベースに係る総合的・基本的な政策の企画立案等、④国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進等が挙げられる。

(3) デジタル社会形成整備法

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、以下のとおり関係法律について所要の整備が行われる。

- (i) 個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法の改正等。施行日:公布日から1年以内、地方公共団体関係は2年以内)
- (ii) マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化(マイナンバー法等の改正。施行日:公布日ほか)
- (iii) ①マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、②発行・運営体制の抜本的強化(郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS 法等の改正。施行日:①につき公布日ほか、②につき2021年9月1日)
- (iv) 押印・書面の交付等を求める手続の見直し(48法律の改正。施行日:2021年9月1日)

(4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(施行日:金融機関における申請は公布日から3年以内)

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができるとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できるとされた。

(5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(施行日:公布日から3年以内)

行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、①預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度、及び、②災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度が創設された。

5. 個人情報に関連のある主な改正

(1) 預貯金口座に関するマイナンバーの利用

デジタル社会形成整備法におけるマイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化に関する改正とともに、預貯金口座に係るマイナンバー利用に関する制度の整備が行われており、金融機関は施行日までに対応準備を進める必要がある。

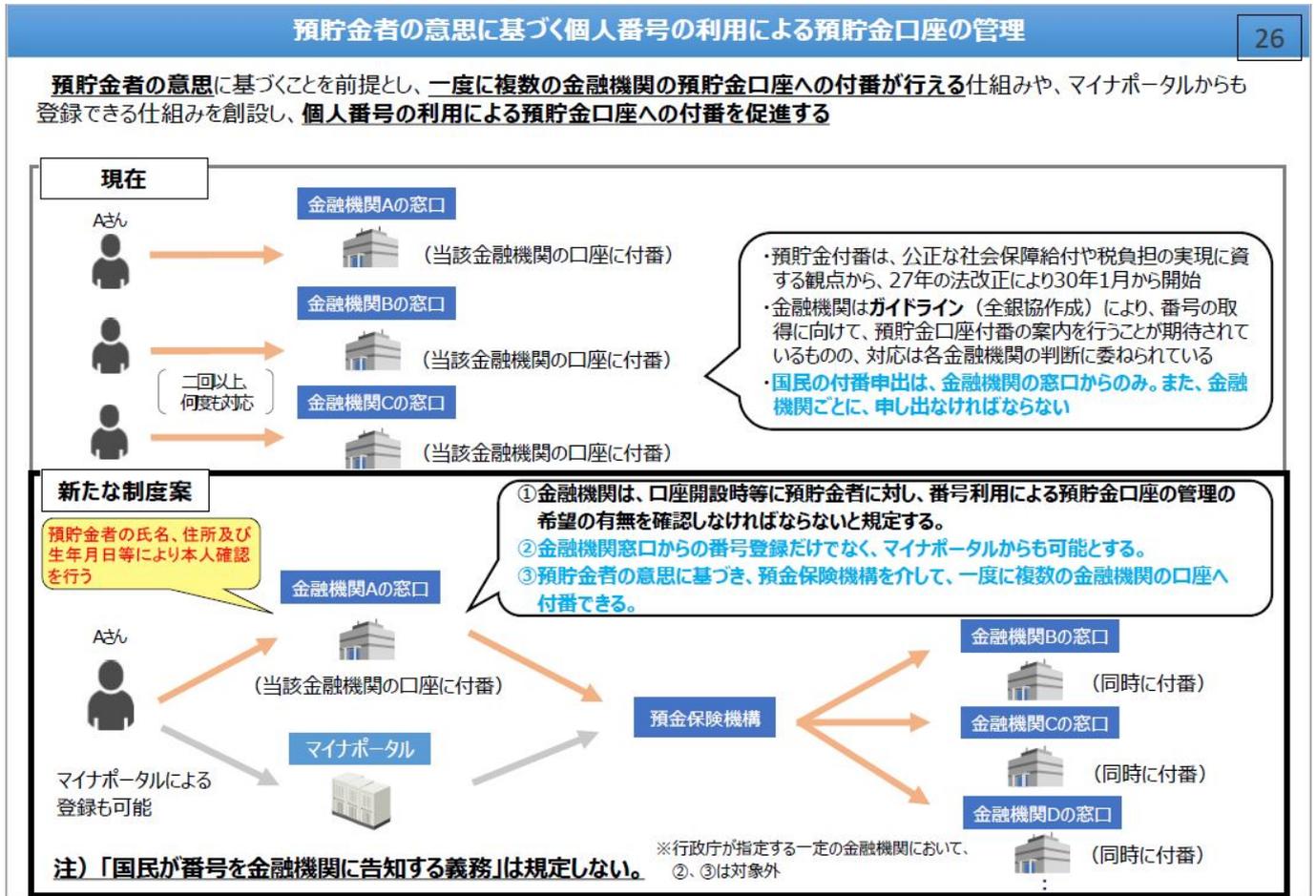
① 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる預貯金口座を、マイナポータルからのオンライン申請、預貯金者の同意により行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、金融機関における登録申請のいずれかの方法により申請登録することができる。

② 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

預貯金者はマイナンバーによる口座管理を希望する旨の申出ができ、金融機関は口座開設その他重要な取引を行うときに預貯金者に対し当該希望の有無を確認しなければならない。また、金融機関は預貯金者に対し他の金融機関が管理する預貯金口座についても当該希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知し、さらに預金保険機構から通知を受けた他の金融機関も預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

[図表②] 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理(内閣官房 IT 総合戦略室＝デジタル改革関連法案準備室＝総務省自治行政局「デジタル改革関連法案について」(2021年3月)26頁参照)



(2) 複数の個人情報保護制度の統一・一元化等

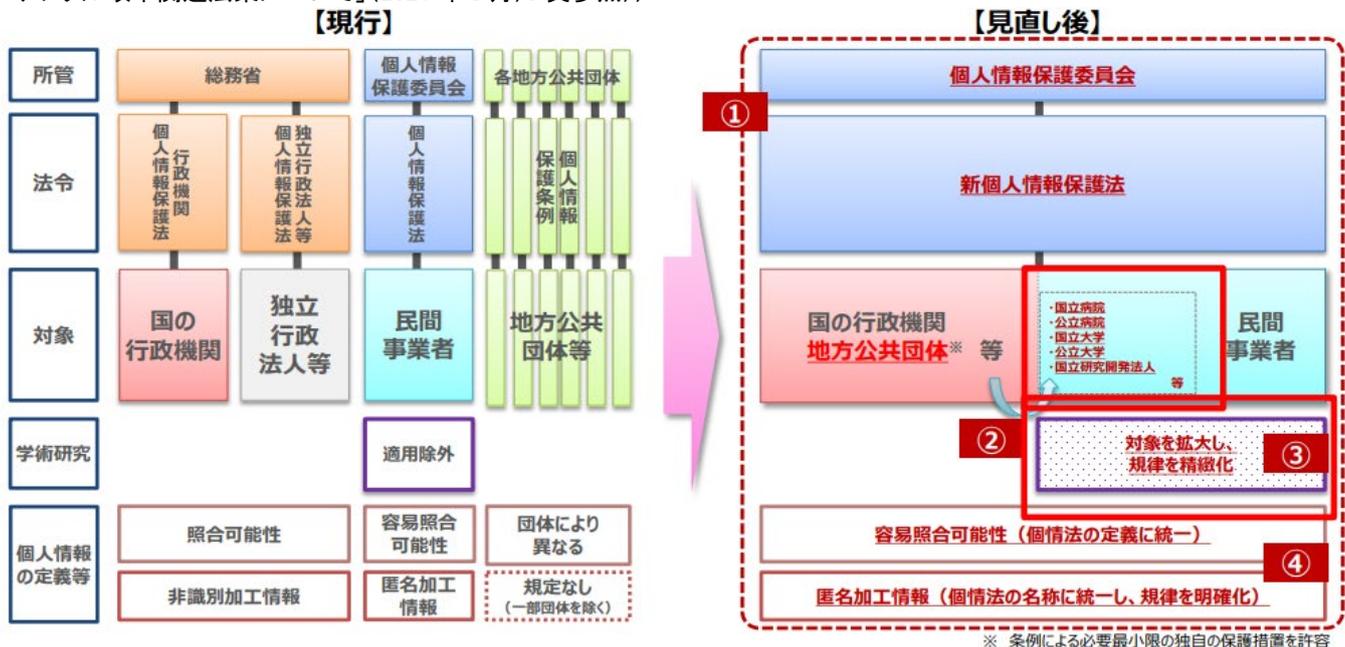
個人情報保護法については、いわゆる3年ごと見直しの規定を受けて、2020年6月に2020年改正法が公布され、2022年4月1日の施行を見据えた対応準備が進められているが、さらにこれまで懸案となっていた、併存する複数の個人情報保護制度の統一・一元化に関する改正等が、デジタル社会形成整備法により以下のとおり行われた。

この点については、民間部門における個人情報保護を定める個人情報保護法に加え、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、国・独立行政法人等の個人情報保護制度が

併存しているところであり、これらの法制の規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘が近年目立ってきており、2015年改正法成立の際にも、同法附則12条6項において「政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第1項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする」としてその見直しについて言及がなされていた。さらに、制度改正大綱第3章第7節2.においても、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法制の一元化(規定の集約・一体化)について、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む旨が言及されており、この一元化の在り方や一元化後の事務処理体制の在り方について検討を行うべく、2019年12月25日、事務的検討を行う「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が内閣官房、個人情報保護委員会および総務省のメンバーを構成員とする形で発足、2020年3月9日、有識者等による検討を行う「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」が内閣官房主導で設置されていた。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三本の法律が一本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用される。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について義務ごとの例外規定として精緻化される。
- ④ 個人情報の定義等が国・民間・地方で統一されるとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律が明確化される。

【図表③】 個人情報保護制度見直しの全体像((内閣官房 IT 総合戦略室=デジタル改革関連法案準備室=総務省自治行政局「デジタル改革関連法案について」(2021年3月)9頁参照))



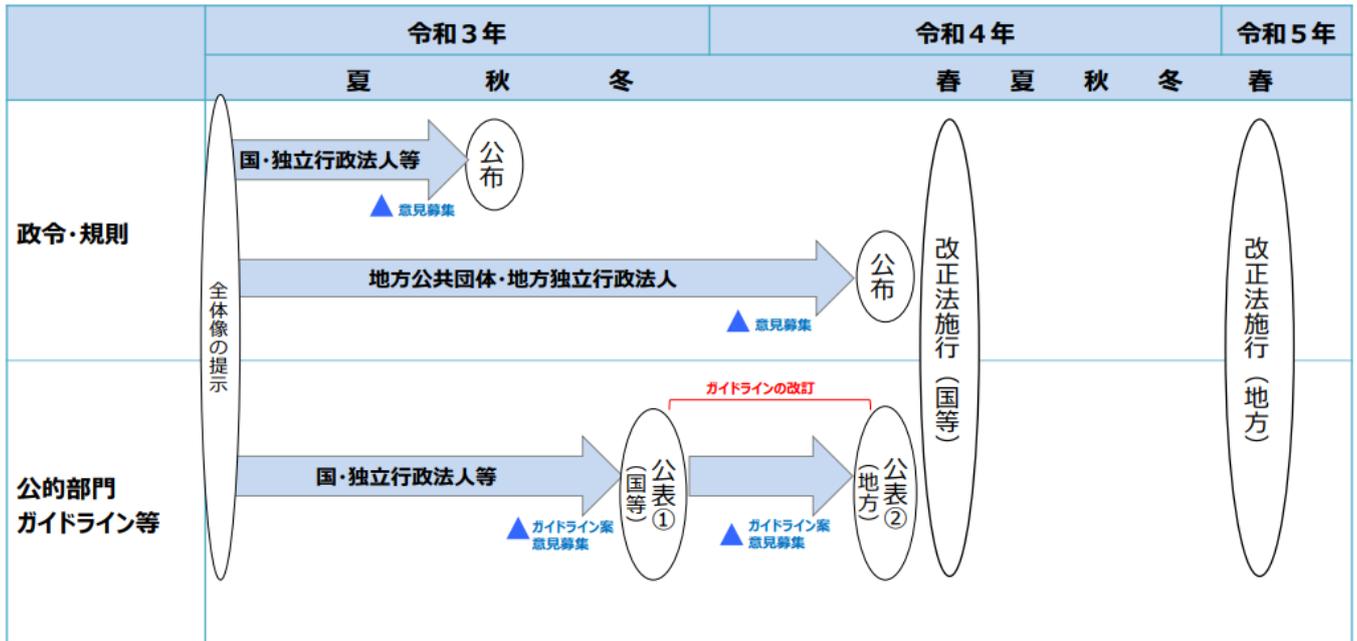
整備法によって行われる個人情報保護法の改正点のうち、(i)行政機関および独立行政法人等に関する規律の規定や学術研究機関等に対する適用除外規定の見直し等(整備法50条による改正)については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に、(ii)地方公共団体に関する規律の規定(整備法51条による改正)については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に、それぞれ施行される予定である。

整備法施行に伴う政令・個人情報保護委員会規則および公的部門ガイドライン等の意見募集も一部実施され、今後も順次実施することが予定されている(国・独立行政法人等については、政令・個人情報保護委員会規則の意見募集は、民間部門ガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人

情報保護団体編)と併せて、2021年8月4日から同年9月6日まで実施されており、2021年秋に公布される予定である。今後、国・独立行政法人等については、公的部門ガイドライン等の意見募集を2021年秋に、公表を同年冬に行い、地方公共団体・地方独立行政法人については、政令・個人情報保護委員会規則および公的部門ガイドライン等双方の意見募集を2022年初頭に、公布および公表を整備法51条による改正前に、それぞれ実施する予定とされている(図表③))。

第176回個人情報保護委員会(2021年6月23日)において、「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」及び「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」も決定されている。

[図表④] 整備法施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール(2021年6月時点)(個人情報保護委員会「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」(2021年6月23日)11頁)



特に民間向け以外の個人情報保護制度で規律されていた事業者においては、2020年改正法とともに、本改正による変更点を確認のうえ、現在の取扱いや関連する規程その他書類等を変更する必要があるかを早急に検討し対応準備を進める必要がある。

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

1. 日本

- 2021年8月25日、総務省及び経済産業省は、「[情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ](#)」及び「[情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1](#)」を公表した。2019年6月の指針 ver1.0の策定及び同年10月の指針 ver2.0の公表の後、情報銀行の認定が進み、認定・運用の過程で顕在化した課題のうち、健康・医療分野の情報の取扱い、提供先第三者の選定、統制環境に問題のある事業者の扱い、再提供禁止の例外及び世帯等構成員情報の利用について、検討会で整理がなされ、[意見募集結果](#)をふまえて、指針 ver2.1が公表された。

2. 中国

- 2021年8月20日、個人情報保護法が公布され、2021年11月1日の施行が予定されている。同法は、中国において、個人情報の取り扱いに特化した初めての法律となる。同法では、個人情報取扱者が個人情報を取

り扱うことができる条件(個人の同意を取得すること、個人を当事者の一方とする契約の締結又は履行のために必要であること等)および個人の個人情報取り扱い活動における権利(自らの個人情報の閲覧・複製権、訂正・補充権、削除権等)等について統一的に定めた。

同法において「個人情報」とは、電子的またはその他の方法で記録された、識別された、または識別可能な自然人に関する各種の情報で、匿名化処理後の情報を除くと規定された。また、「個人情報の取り扱い」には、個人情報の収集、保管、使用、加工、伝達、提供、公開、削除などが含まれるとした。

また、同法によれば、中国国内の自然人に向けて商品又はサービスを提供すること等を目的に個人情報を収集した場合には、中国に拠点を持たない個人情報取扱者であっても、同法の適用を受けうることに注意を要する。加えて、個人情報取扱者が取得した個人情報を中国域外で保存するためには、個人情報の受領者と中国政府の示す基準に適合した契約を締結する等したうえで、個人情報の越境移転についての本人の明確な同意を取得する必要がある。

- 2021年8月16日、「自動車データ安全管理に係る若干の規定(試行)」が公表された。本規定は、自動車データセキュリティの管理に関する規定である。自動車のデータを取り扱う者は、中国域内で自動車のデータ処理活動及びその安全監督管理を行う際に、関連法律、行政法規及び本規定を遵守しなければならない。また、機微な個人情報を取り扱う場合は、上記に加えて提供主体の本人の同意を取得する必要がある。重要データについては、法に基づいて中国域内に保存しなければならない。業務のため中国国外へ提供する必要がある場合には、国家インターネット情報事務室と国务院の関連部門が共同で実施した安全評価を受けなければならない。

3. 香港

- 2021年8月18日、香港の個人情報プライバシー保護コミッショナー(PCPD)は「[人工知能\(AI\)の倫理的な開発と利用に関するガイダンス](#)」を公表した。
本ガイダンスは、組織がAIを開発、利用する際に、2013年に改正された個人情報保護条例(Cap.486)の関連要件を適切に理解し遵守することを目的とし、7つの倫理原則(説明責任、人間による監視、透明性と解釈可能性、データプライバシー、公平性、AIの有益性、信頼性・堅牢性・セキュリティ)を掲げている。
- 2021年8月23日、Companies Ordinance (Cap. 622)に基づく会社登記所の新検査体制が施行された。
これにより、会社は、これまで登記簿に記載されていた取締役の通常の居住地及び取締役と会社秘書の識別番号などの保護された情報について、その一部又は代替情報の公開で足りることが明確になった。また、これらの保護された情報には、申請した特定の人物のみがアクセスできることとされた。
- 2021年8月29日、PCPDは[従業員個人データの収集と使用に関するメディアからの問い合わせに対する回答](#)を公表した。
本回答では、香港個人情報保護条例(PDPO)データ保護原則1に従い、雇用者は、従業員の個人データを必要かつ過度でない範囲で収集する必要がある。情報提供の任意性や、情報の使用目的、情報が転送される可能性のある者について、個人情報の収集に際して従業員に伝える義務を負うことが確認された。また、従業員の任意かつ明確な同意がある場合とPDPOに例外規定がある場合を除いて、雇用者は収集した従業員の個人情報を当初の目的以外に利用できないことが確認された。加えて、PCPDは、雇用に関連する個人データを適切に取り扱う方法について、雇用主と従業員に適切なガイダンスを提供することで、人事管理の責任者がPDPOの要件を遵守することを支援するために、「Code of Practice on Human Resource Management(人事管理に関する実践規範)」を公表した。

4. 米国

- コネティカット州において2021年6月16日に成立したデータ侵害通知法(Act Concerning Data Privacy Breaches)改正法が10月1日に施行される。改正法では、対象となる個人情報の範囲が拡大され、また、影響を受けた個人と州司法長官への通知の期限が短縮されている。具体的には、従前、対象となる個人情報は、個人のファーストネーム又はファーストネームのイニシャルと姓が、(a)ソーシャルセキュリティ番号(SSN)、(b)運転免許証番号、(c)州の発行するIDカードの番号、(d)クレジットカード番号又はデビットカード番号、(e)金融機関の口座番号とセキュリティコード、アクセスコード又は口座にアクセスするためのパスワードの組合せ、のいずれかの要素と組み合わせられたものと定義されていたが、改正により、この要素に、(f)納税者番号、(g)IRS発行の本人保護認証番号(IP PIN)、(h)パスポート番号、軍人身分証明書番号その他の政府発行の身分証明書番号、(i)病歴、心身の状態、治療・診療歴等の医療情報、(j)健康保険証番号等、(k)指紋、声紋等のバイオ

メトリック情報、(i)ユーザ名又はメールアドレスとパスワード又はセキュリティ質問への回答の組合せ、が追加された。また、従前、侵害を認識してから 90 日以内に、影響を受けた個人及び州司法長官に通知すべきとされていたところ、その期限が 60 日以内に短縮された。

なお、コネティカット州においては、2021 年 7 月 6 日に、所定のサイバーセキュリティ基準の採用をすることで事業者が懲罰的賠償を課されないこととなるセーフハーバーを定めた、サイバーセキュリティ基準採用奨励法 (Act Incentivizing the Adoption of Cybersecurity Standards for Businesses) も成立しており、同法も 10 月 1 日に施行となる。

5. カナダ

- 2021 年 8 月 13 日、個人情報保護及び電子文書法(PIPEDA)のガイドラインが改定され、健康及び財務データ、人種及び民族的起源、政治的思想、遺伝的及び生体認証データ、個人の性生活又は性的指向、宗教的又は哲学的信条といった「一般にセンシティブと解される個人情報の類型」を例示列挙することで解釈の明確化が図られた。カナダプライバシーコミッショナー事務所(OPC)は、今年中にセンシティブ個人情報に関する Interpretation Bulletin を発行し、さらなる説明を行う予定である。
- 2021 年 8 月 13 日、カナダの金融機関監督官局(Office of the Superintendent of Financial Institution)が Advisory を改定し、連邦が管轄する金融機関(FRFIs)において、金融機関の業務(情報やシステムの守秘性、完全性、可用性に影響を与える場合を含む。)に影響をあたえる又はそのおそれのある技術的又はサイバーセキュリティ上の事故であって、他の金融機関やカナダの金融システムに影響を与えるなどの列挙されている要件のいずれかに該当する場合には、可能であれば 24 時間以内に OSFI に報告することを求めるとして、事故時の報告を強化した。

6. 欧州

- 2021 年 8 月 11 日、英国個人情報保護監督機関(ICO)が、①個人データを英国から英国域外に移転するための枠組みとなる独自の国際データ移転契約(IDTA)案、②同年 6 月 4 日に欧州委員会が公表した改訂版の標準契約条項(SCC)に添付することにより、SCC の文言を利用しながら個人データを英国から英国域外に移転するための枠組みとすることができるアデンプタム案、及び③IDTA を締結する際に実施が必要となる移転リスク評価(TRA)ツール案を公表し、意見募集を開始した。今回の意見募集において、ICO は、現在英国において域外移転の枠組みとして利用されている改定前の SCC を、IDTA の議会への提出の 40 日後から起算して 3 ヶ月後(締結済みの SCC は 24 ヶ月後)に廃止するとの提案も行われている。

7. 南アフリカ

- 南アフリカの司法憲法開発省(Department of Justice and Constitutional Development)は、2021 年 8 月 27 日、2000 年に制定された情報アクセス促進法(Promotion of Access to Information Act, 2000)に基づく新規則(以下「新 PAIA 規則」という)を発表した。[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年8月27日号](#)で紹介したように、同年 4 月 23 日付けで情報アクセス促進法の規則案が公表されていたが、新規則は規則案に置き換わるものである。新 PAIA 規則の、規則案からの注目すべき主な変更点は、以下のとおりである。
 - 電子通信取引法(Electronic Communications and Transactions Act, 2002)の条項が、電子的に通信されたすべての記録、文書、情報に適用されることを規定
 - 別紙 A において、公的機関・事業者・情報規制当局(Information Regulator)が、新 PAIA 規則所定の行為を行う際に使用する書式を更新
 - 別紙 B において、公的機関・事業者が情報へのアクセス要求を処理する際に請求できる所定の手数料の詳細を記載

8. アラブ首長国連邦(UAE)

- [当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年3月29日号](#)及び [2021年8月27日号](#)で紹介したように、アブダビ首長国内に設けられたフリーゾーンのひとつである Abu Dhabi Global Market(以下「ADGM」という。)においては、

2021年2月にデータ保護規則が改正され、基本的に欧州連合(EU)における一般データ保護規則(GDPR)と同水準の規制の導入が進んでいる。

- ・ ADGM のデータ保護庁(Office of Data Protection)は、標準的契約条項のテンプレートや一連のガイダンス等を[同庁の公式ウェブサイト](#)に公表しているが、いずれも GDPR を意識した内容とされている。例えば、標準的契約条項については、欧州連合において公表された直近版の標準的契約条項にならい、「モジュール」条項形式(データ移転元と移転先の管理者・処理者の別に応じ、計 4 通りのパターンの中から必要な条項を取り出す形式)が採用され、単一の標準的契約条項の文書内においてより柔軟なアプローチが採れるようになっている。
- ・ また、2021年2月改正後のデータ保護規則 7 条(2)項に規定される、センシティブ情報の処理の原則禁止に対する例外事由のうち、「(b)労働法分野における管理者又はデータ主体の権利行使又は義務の履行のため必要な場合」及び「(k)一定の公益上の理由から必要な場合」に該当するとして処理をするときは、同(3)項の要件を充足する Appropriate Policy Document を管理者が策定する必要がある。[同庁の公式ウェブサイト](#)では、センシティブ情報等の処理に関する Appropriate Policy Document のガイダンス及びテンプレートも掲載されているほか、データ保護責任者の指名義務及び情報漏洩通知義務の有無について自ら判定できる評価ツールも掲載されている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 